



岩国市 タブレット活用のきまり【家庭編】

令和4年12月～

岩国市では、みなさんがより多くの場面でタブレットを活用して学習に取り組めるようにと、タブレットを家庭に持ち帰ることができるようにしました。しかし、家庭に持ち帰ることで、新たな問題が起きるおそれもあります。

そこで、この「タブレット活用のきまり【家庭編】」を定めました。このきまりを保護者の方と一緒に読んで、よくきまりを守って、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- ・学校で貸し出すタブレットは、学習に使うためのものです。学習に関わる以外には使わないようにしましょう。

安心して使えるように

2 使用する場面や時間

- ・登下校中は、カバンの中から出さないようにしましょう。
- ・タブレットは、自分の家で使いましょう。外出するときに持たないようにしましょう。放課後児童クラブを利用している場合は、学習に取り組む場合に限り、使ってもいいです。
- ・タブレットの使用は、午前7時から午後9時までの間にしましょう。

3 あつかい方

- ・タブレットにはケースがついていますが、壊れやすいものです。気をつけてあつかいましょう。また、キーボードや充電器などの周辺機器も大切にあつかいましょう。
- ・使う前には手をきれいにし、しっかり手の水気を取りましょう。
- ・画面には指でふれて操作します。えん筆やペンでふれたり、落書きをしたり、じ石をくっつけたりしないようにしましょう。タブレット用のタッチペンは使ってもかまいません。
- ・歩きながら操作しないようにしましょう。
- ・物の下に置いたり、持って走ったりしないようにしましょう。また、テーブルなどの上に置くときにも不安定にならないように気をつけましょう。
- ・しっ気や水気の多い場所、直射日光の当たるところなど高温になる場所に置きっぱなしにしないようにしましょう。
- ・タブレットに貼ってあるシール（名前シール、番号が書いてあるシール、画面保護のシールなど）をはがさないようにしましょう。
- ・キーボードを使うときは、キーを強くたたかないように気をつけましょう。
- ・タブレットには、充電器やキーボード以外のもの（家のパソコンなど）を接続してはいけません。
- ・自分のタブレットは、自分だけが使いましょう。家族で一緒に使うものではありません。

4 保管の仕方

- 使わないときには、家の人の目の届くところに置いておきましょう。
- 学校に持って行く前の日には、家で十分に充電しておきましょう。

安全に使えるように

5 健康のために

- 使用するときには、猫背になったり、画面に近づきすぎたりしないように気をつけましょう。
- 30分に一度は遠くの景色を見るなどして、目を休ませましょう。
- 寝る予定の1時間前には使用をやめましょう。

6 インターネットの安全な使用

- もしインターネットでよくないサイトに入ってしまったら、すぐに画面を閉じて、保護者の方に知らせましょう。
- 学習に関係ないサイトにアクセスしないようにしましょう（どのサイトにアクセスしたかの記録が残ります）。

7 個人情報など

- 自分のパスワードは、他の人に知られることがないようにしっかり管理しましょう。
- 人のIDやパスワードを使ったり広めたりしてはいけません。
- 自分や人の個人情報（名前や住所、顔写真、電話番号、作品など）をインターネット上に上げてはいけません。
- 人を傷つけたり、嫌な思いをさせたりするような書き込みをしてはいけません（だれが書きこんだかは、パッと見て分からなくても、必ず調べることができます）。

8 カメラ・ボイスメモなどの使用

- カメラやボイスメモを学習目的以外で使うのはやめましょう。
- カメラで他の人、物などを撮影したり、ボイスメモで録音したりするときは、必ず相手の許可をもらいましょう。また、写真や音声勝手に送信してはいけません。

快適に使えるように

9 設定の変更

- ホーム画面のアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの設定は勝手に変えないようにしましょう（学校の授業で先生の指示が伝わりにくくなったり、修理する人が作業しにくくなったりします）。
- 画面の明るさ調整は、各自で行ってもかまいません。

1 0 不^ふ具^ぐ合^{あい}や故^こ障^{しょう}

- タブレット本体^{ほんたい}やインターネット^{つか}が使えなくなったときは、すぐに保護者^{ほごしや}の方^{かた}に知らせましょう。
- 正しい^{ただ}使い方^{つか}をしていたにもかかわらず自然^{しぜん}に故障^{こしょう}した場合^{ばあい}などを除^{のぞ}き、タブレットを壊^{こわ}してしまった場合には、保護者^{ほごしや}の方^{かた}に修理費用^{しゅうりひよう}を負担^{ふたん}してもらうことがあるので、大切に使いましょう。

1 1 使用^{しよう}の制限^{せいげん}

- この「タブレット活用^{かつよう}のきまり」が守^{まも}れないときは、タブレットを使う^{つか}ことができなくなる場合^{ばあい}があります。タブレットを使う^{つか}目的^{もくてき}をよく理解^{りかい}し、有効^{ゆうこう}に使いましょう。

【保護者の方へ】

岩国市小中学校では、この「タブレット活用^{かつよう}のきまり」を基に、タブレット端末の扱い方等について指導しております。御家庭でもお子さんと一緒にお読みいただき、適切な管理をよろしくお願いします。

なお、端末の故障やトラブルがあれば、学校に御連絡ください。「i・GIGA 保護者用リーフレット」でもお伝えしたとおり、「故意または重大な過失」によって破損、故障した場合には、保護者の方^{かた}に現状復帰のための費用を負担していただく場合があります。

由宇小学校 電話 0 8 2 7 - 6 3 - 0 4 1 0

(休日、夜間等に故障が起きた場合、平日日中に改めて御連絡ください)